

長 福 総 第 603号
長 介 保 第 1180号
平 成 29年 9月 5日

指定介護保険サービス事業者 様

長崎市福祉部福祉総務課長
長崎市福祉部介護保険課長
(公 印 省 略)

指定介護保険サービス事業等における適正な運営について

指定介護保険サービス事業所等の運営については、従来から集団指導や実地指導等の場を通じて、法令・基準条例等に基づく適正な管理運営の徹底をお願いしてきたところですが、今般、同様に法令・基準条例等に基づく適正な管理運営の徹底をお願いしてきた長崎市内の指定障害福祉サービス事業者において、訓練等給付費の不正請求及び実地検査時における虚偽の報告等の著しい不正行為があったことから、指定の取消しといった最も重い行政処分事例が発生しました。

今回の指定取消し処分に至った不正行為の内容については、下記のとおりですが、貴法人におかれましても、運営する指定介護保険サービス事業所等について、今一度自主点検を行っていただくとともに、不適正な事例が確認された場合は、速やかに是正されるようお願いいたします。

もとより、このような不正行為は、利用者及びその家族だけでなく、多くの方々の信頼を失うこととなり、事業者としての社会的信頼を著しく失墜させる行為です。

全ての指定介護保険サービス事業者は、社会的に大きな責任を担っていることを再認識していただき、介護保険サービスに係る適正な運営と介護保険サービスの質の向上に一層努められますようお願いいたします。

<不正行為の内容>

不正請求	① サービス利用の実態が無い日について、サービスを利用したとして、訓練等給付費を不正に請求し受領していた。
	② 送迎加算及び食事提供体制加算などの加算についても、サービスを行った場合にしか算定できないことを理解しながら、サービス提供の有無にかかわらず加算を不正に請求し、受領していた。
	③ サービス提供実績記録について、不正請求した内容に合わせて利用者に印鑑を押しってもらうことにより、虚偽の記録票を作成していた。

(裏面あり)

虚偽の報告等	① 実地検査時の書類提出の求めに対し、管理者がサービス提供記録はない旨の虚偽報告を行った。
	② 実地検査時の職員聴き取りにおいて、サービス提供記録は「ない」又は「分からない」旨の虚偽報告を行うよう管理者が職員へ指示を行った。
	③ 実地検査時に利用者の作業日誌の存在を隠蔽した。

担 当：〒850-8685 長崎市桜町2番22号
 長崎市福祉総務課 犬塚
 介護保険課 長谷川
 電 話：095-829-1161（福祉総務課）
 ：095-829-1163（介護保険課）
 ファックス：095-823-1140（福祉総務課）
 ：095-829-1250（介護保険課）
 Eメール：fukusou@city.nagasaki.lg.jp
 ：kaigo@city.nagasaki.lg.jp